

④第1号被保険者の保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第1号被保険者の保険料基準年額は、61,080円（基準月額5,090円）となります。

表 77 所得段階別の保険料月額

所得段階	所得段階の内容		保険料率	H24年度～H26年度	
				月額	年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の場合		0.5	2,540円	30,480円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の場合		0.55	2,790円	33,480円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で	公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円以下の場合	0.7	3,560円	42,720円
		上記及び第2段階以外の場合	0.75	3,810円	45,720円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる場合	公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.9	4,580円	54,960円
		上記以外の場合	1.0	5,090円	61,080円
第5段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の場合		1.1	5,590円	67,080円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の場合		1.25	6,360円	76,320円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の場合		1.5	7,630円	91,560円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合		1.75	8,900円	106,800円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の場合		1.875	9,540円	114,480円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の場合		2.0	10,180円	122,160円